

教育公務員特例法の改正

指導が不適切な教員の人事管理の厳格化

○指導が不適切な教員の認定及び研修の実施等

- ・任命権者は、教育や医学の専門家や保護者などの意見を聴いて、「指導が不適切な教員」の認定を行う。
- ・任命権者は、指導が不適切と認定した教員に対し、研修を実施しなければならない。
- ・指導改善研修中の教員は、免許状更新講習を受講できない。(教育職員免許法)

○研修終了時の認定及び措置

- ・任命権者は、研修終了時に、教育や医学の専門家や保護者などの意見を聴いて、指導の改善の状況について認定を行う。
- ・任命権者は、研修終了時の認定において、指導が不適切であると認定した者に対して、免職その他の必要な措置を講ずる。

(施行期日) 平成20年4月1日